

## 08 養 護

### 注意事項

- 1 試験時間は、60分です。
- 2 この問題用紙は全部で21ページあります。確かめてください。
- 3 答案用紙の所定の欄に、区分、教科（科目）、受験番号、氏名、生年月日をはっきりと書いてください。
- 4 答えはすべて、解答用紙の解答欄に解答番号をはっきりとわかるようにマークしてください。
- 5 質問がある場合は、だまって手をあげてください。（ただし、内容についての質問は受けません。）
- 6 試験終了の合図があったら、係員の指示に従ってください。

※この問題用紙は、お持ち帰りいただいても結構です。



(6) 学校保健安全法施行規則 第19条 [ No. 6 ]

令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

- 一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- 二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。
  - イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、（ ⑥ ）を経過するまで。

- 1 発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後三日（幼児にあつては、二日）
- 2 発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）
- 3 発症した後三日を経過し、かつ、解熱した後二日（幼児にあつては、三日）
- 4 発症した後三日を経過し、かつ、解熱した後三日（幼児にあつては、二日）

2 次は、「学校保健安全法施行令 第1条」全文です。（ ① ）～（ ④ ）にあてはまる語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～4の中から1つ選びなさい。[ No. 7 ]

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号。以下「法」という。）第十一条の健康診断（以下「就学時の健康診断」という。）は、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二条の規定により学齢簿が作成された後翌学年の初めから（ ① ）（同令第五条、第七条、第十一条、第十四条、第十五条及び第十八条の二に規定する就学に関する手続の実施に支障がない場合にあつては、（ ② ））までの間に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、（ ③ ）は、同項の規定により定められた就学時の健康診断の実施日（（ ④ ）に当該（ ③ ）が作成した学齢簿に新たに就学予定者（学校教育法施行令第五条第一項に規定する就学予定者をいう。以下この項において同じ。）が記載された場合において、当該就学予定者が他の（ ③ ）が行う就学時の健康診断を受けていないときは、当該就学予定者について、速やかに就学時の健康診断を行うものとする。

- 1 ① 四月前      ② 三月前      ③ 市町村の教育委員会      ④ の翌日以後
- 2 ① 三月前      ② 四月前      ③ 市町村の教育委員会      ④ 以降
- 3 ① 四月前      ② 三月前      ③ 校長      ④ の翌日以後
- 4 ① 三月前      ② 四月前      ③ 校長      ④ 以後

3 次は、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令 第5条」の一部です。( ① ) ~ ( ③ ) にはまる語句の組み合わせとして正しいものを、下の1~4の中から1つ選びなさい。[ No. 8 ]

2 前項第一号、第二号及び第四号において「学校の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。

- 一 児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した( ① )に基づく授業を受けている場合
- 二 児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、児童生徒等が( ② )に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- 四 児童生徒等が通常の( ③ )により通学する場合
- 五 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として内閣府令で定める場合

- 1 ① 指導計画      ② 休憩時間外      ③ 時間帯及び経路
- 2 ① 教育課程      ② 休憩時間中      ③ 経路及び方法
- 3 ① 教育課程      ② 休憩時間外      ③ 時間帯及び経路
- 4 ① 指導計画      ② 休憩時間中      ③ 経路及び方法

4 次は、「いじめ防止対策推進法 第28条」の一部です。( ① ) ~ ( ③ ) に入る語句の組み合わせとして正しいものを、下の1~4の中から1つ選びなさい。[ No. 9 ]

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の( ① )又は( ② )に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている( ③ )があると認めるとき。

- 1 ① 生活、学習      ② 財産      ③ 事実
- 2 ① 生活、学習      ② 成長      ③ 事実
- 3 ① 生命、心身      ② 成長      ③ 疑い
- 4 ① 生命、心身      ② 財産      ③ 疑い

5 次の①~③の条文が記されている法令の組み合わせとして正しいものを、下の1~4の中から1つ選びなさい。[ No. 10 ]

① 小学校においては、保健主事を置くものとする。  
② 学校保健(学校における保健教育及び保健管理をいう。)、学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。)及び学校給食に関すること。  
③ 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 1 ① 学校保健安全法施行規則      ② 学校教育法      ③ 地方公務員法
- 2 ① 学校教育法施行規則      ② 学校教育法      ③ 教育公務員特例法
- 3 ① 学校教育法施行規則      ② 文部科学省設置法      ③ 地方公務員法
- 4 ① 学校保健安全法施行規則      ② 文部科学省設置法      ③ 教育公務員特例法

6 次は、「学校保健安全法 第6条」の全文です。( ① ) ~ ( ⑤ ) に入る語句の組み合わせとして正しいものを、下の1~4の中から1つ選びなさい。[ No. 11 ]

( ① ) は、学校における換気、採光、( ② )、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項(学校給食法(昭和二十九年法律第二百六十号)第九条第一項(夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十二年法律第一百十八号)第六条において準用する場合を含む。)に規定する事項を除く。)について、児童生徒等及び職員の健康を( ③ )する上で維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校環境衛生基準」という。)を定めるものとする。

2 ( ④ ) は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 ( ⑤ ) は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該( ④ ) に対し、その旨を申し出るものとする。

- |   |          |      |      |          |          |
|---|----------|------|------|----------|----------|
| 1 | ① 文部科学大臣 | ② 照明 | ③ 保護 | ④ 学校の設置者 | ⑤ 校長     |
| 2 | ① 文部科学者  | ② 照度 | ③ 保持 | ④ 学校の設置者 | ⑤ 校長     |
| 3 | ① 文部科学者  | ② 照明 | ③ 保持 | ④ 校長     | ⑤ 学校の設置者 |
| 4 | ① 文部科学大臣 | ② 照度 | ③ 保護 | ④ 校長     | ⑤ 学校の設置者 |

7 次は、小学校学習指導要領(平成29年告示)「第2章 各教科 第9節 体育 第2 各学年の目標及び内容 [第3学年及び第4学年] 2 内容 G 保健」の一部です。( ① ) ~ ( ④ ) に入る語句の組み合わせとして正しいものを、下の1~4の中から1つ選びなさい。[ No. 12 ]

(1) 健康な生活について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 健康な生活について理解すること。

(ア) 心や体の調子がよいなどの健康の状態は、( ① ) や周囲の環境の要因が関わっていること。

(イ) 毎日を健康に過ごすには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けること、また、( ② ) を保つことなどが必要であること。

(ウ) 毎日を健康に過ごすには、( ③ )、換気などの( ④ ) を整えることなどが必要であること。

- |   |         |          |          |        |
|---|---------|----------|----------|--------|
| 1 | ① 主体の要因 | ② 体の清潔   | ③ 明るさの調節 | ④ 生活環境 |
| 2 | ① 主体の要因 | ② 口腔内の環境 | ③ 室温の調節  | ④ 生活環境 |
| 3 | ① 人的な要因 | ② 体の清潔   | ③ 室温の調節  | ④ 行動様式 |
| 4 | ① 人的な要因 | ② 口腔内の環境 | ③ 明るさの調節 | ④ 行動様式 |

8 次は、小学校学習指導要領(平成29年告示)「第2章 各教科 第9節 体育 第2 各学年の目標及び内容 [第5学年及び第6学年] 2 内容 G 保健」の一部です。( ① )～( ④ )に入る語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～4の中から1つ選びなさい。[ No. 13 ]

(2) けがの防止について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア けがの防止に関する次の事項を理解するとともに、けがなどの簡単な手当をすること。

(ア) ( ① )や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、( ② )の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。

(イ) けがなどの簡単な手当は、( ③ )行う必要があること。

イ けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを( ④ )すること。

- |   |            |         |        |      |
|---|------------|---------|--------|------|
| 1 | ① 体育活動時の事故 | ② 大人の判断 | ③ 速やかに | ④ 発表 |
| 2 | ① 交通事故     | ② 大人の判断 | ③ 丁寧に  | ④ 表現 |
| 3 | ① 交通事故     | ② 的確な判断 | ③ 速やかに | ④ 表現 |
| 4 | ① 体育活動時の事故 | ② 的確な判断 | ③ 丁寧に  | ④ 発表 |

9 次は、中学校学習指導要領(平成29年告示)「第1章 総則 第1 中学校教育の基本と教育課程の役割 2」の一部です。( ① )～( ④ )に入る語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～4の中から1つ選びなさい。[ No. 14 ]

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の( ① )を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、( ② )指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、( ③ )において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための( ④ )が培われるよう配慮すること。

- |   |         |          |        |      |
|---|---------|----------|--------|------|
| 1 | ① 発達の段階 | ② 安全に関する | ③ 日常生活 | ④ 基礎 |
| 2 | ① 健康状態  | ② 性に関する  | ③ 日常生活 | ④ 能力 |
| 3 | ① 健康状態  | ② 安全に関する | ③ 学校生活 | ④ 基礎 |
| 4 | ① 発達の段階 | ② 性に関する  | ③ 学校生活 | ④ 能力 |

10 次は、中学校学習指導要領（平成29年告示）「第2章 各教科 第7節 保健体育 第2 各学年の目標及び内容〔保健分野〕 2 内容」の一部です。（①）～（④）に入る語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～4の中から1つ選びなさい。〔 No. 15 〕

(1) 健康な生活と疾病の予防について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。

（中略）

(エ) 喫煙、飲酒、（①）などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の（②）や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

(オ) 感染症は、病原体が主な要因となって発生すること。また、感染症の多くは、（③）、感染経路を遮断すること、主体の（④）を高めることによって予防できること。

- |   |          |        |             |       |
|---|----------|--------|-------------|-------|
| 1 | ① 偏った食生活 | ② 栄養状態 | ③ 発生源をなくすこと | ④ 判断力 |
| 2 | ① 偏った食生活 | ② 心理状態 | ③ 消毒を徹底すること | ④ 抵抗力 |
| 3 | ① 薬物乱用   | ② 栄養状態 | ③ 消毒を徹底すること | ④ 判断力 |
| 4 | ① 薬物乱用   | ② 心理状態 | ③ 発生源をなくすこと | ④ 抵抗力 |

11 次は、中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 保健体育編（平成29年7月）「第2章 保健体育科の目標及び内容 第2節 各分野の目標及び内容〔保健分野〕 2 内容 (1)健康な生活と疾病の予防 (オ)感染症の予防」の一部です。下線部①～④の正誤の組み合わせとして正しいものを、下の1～4の中から1つ選びなさい。〔 No. 16 〕

(1) エイズ及び性感染症の予防

エイズ及び性感染症の増加傾向と青少年の感染が社会問題になっていることから、それらの①疾病概念や②感染のリスクについて理解できるようにする。また、③感染経路を断つ効果的な予防法を身に付ける必要があることを理解できるようにする。例えば、エイズの病原体はヒト免疫不全ウイルス（HIV）であり、その主な感染経路は性的接触であることから、感染を予防するには性的接触をしないこと、④コンドームを使うことなどが有効であることにも触れるようにする。

- |   |     |     |     |     |
|---|-----|-----|-----|-----|
| 1 | ① ○ | ② × | ③ × | ④ ○ |
| 2 | ① ○ | ② ○ | ③ × | ④ × |
| 3 | ① × | ② × | ③ ○ | ④ ○ |
| 4 | ① × | ② ○ | ③ ○ | ④ × |

12 次は、高等学校学習指導要領（平成30年告示）「第2章 各学科に共通する各教科 第6節 保健体育 第2款 各科目 第2 保健 3 内容の取扱い」の一部です。（①）～（④）に入る語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～4の中から1つ選びなさい。〔 No. 17 〕

(4) 内容の(1)のAの(オ)については、①系及び内分泌系の機能について必要に応じ関連付けて扱う程度とする。また、「体育」の「A体づくり運動」における体ほぐしの運動との関連を図るよう配慮するものとする。

(中略)

(7) 内容の(3)のAの(ア)については、思春期と健康、結婚生活と健康及び②と健康を取り扱うものとする。また、③については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。④を涵養することや異性を尊重する態度が必要であること、及び性に関する情報等への適切な対処についても扱うよう配慮するものとする

- |   |       |        |            |       |
|---|-------|--------|------------|-------|
| 1 | ① 循環器 | ② 生活習慣 | ③ 生殖に関する機能 | ④ 責任感 |
| 2 | ① 神経  | ② 生活習慣 | ③ 家族計画     | ④ 連帯感 |
| 3 | ① 神経  | ② 加齢   | ③ 生殖に関する機能 | ④ 責任感 |
| 4 | ① 循環器 | ② 加齢   | ③ 家族計画     | ④ 連帯感 |

13 次は、高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 保健体育編 体育編「第2章 保健体育科の目標及び内容 第2節 各科目の目標及び内容「保健」 3 内容 (1)現代社会と健康」の一部です。下線部①～④の正誤の組み合わせとして正しいものを、下の1～4の中から1つ選びなさい。〔 No. 18 〕

精神疾患は、精神機能の①基盤となる心理的、生物的、または社会的な②機能の障害などが原因となり、認知、情動、行動などの不調により、精神活動が不全になった状態であることを理解できるようにする。

また、うつ病、統合失調症、不安症、摂食障害などを適宜取り上げ、誰もが罹患しうること、③30歳以上で発症する疾患が多いこと、適切な対処により回復し生活の質の向上が可能であることなどを理解できるようにする。

その際、アルコール、薬物などの物質への依存症に加えて、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、④学校生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。

- |   |     |     |     |     |
|---|-----|-----|-----|-----|
| 1 | ① ○ | ② × | ③ ○ | ④ × |
| 2 | ① ○ | ② ○ | ③ × | ④ × |
| 3 | ① × | ② × | ③ ○ | ④ ○ |
| 4 | ① × | ② ○ | ③ × | ④ ○ |



- 16 次は、「学校事故対応に関する指針【改訂版】」（令和6年3月 文部科学省）「4 事故発生後の対応と流れ 4-2 初期対応時（事故発生直後～事故後1週間程度）の取組 (3) 学校の設置者等への報告、支援要請」の一部です。( ① )～( ④ )にあてはまる語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～4の中から1つ選びなさい。[ No. 21 ]

○次のような事故が起こった場合には、学校の設置者に速やかに報告を行う。

- ・全ての「( ① ) (本指針においては登下校中を含む) において発生した死亡事故」
- ・( ② ) 期間が( ③ ) 日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故  
(重篤な事故には、治療に要する期間が( ③ ) 日以上でなくても意識不明(人工呼吸器を装着、ICUに入る等)の場合や、身体の欠損(( ④ ))・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。)

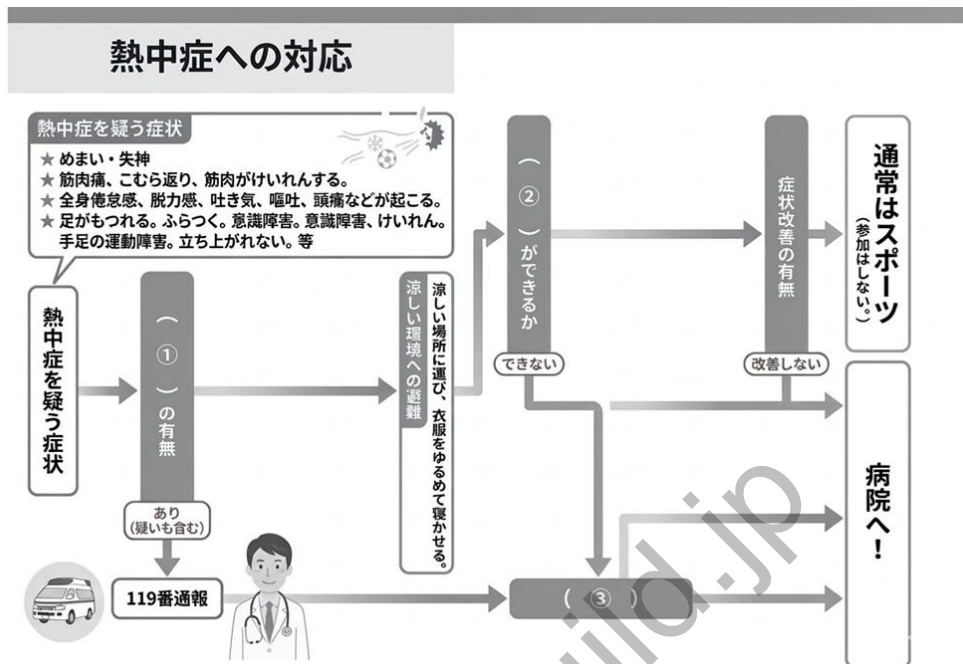
- |   |          |          |      |          |
|---|----------|----------|------|----------|
| 1 | ① 日常生活   | ② 入院を要する | ③ 10 | ④ 歯を含む   |
| 2 | ① 学校の管理下 | ② 治療を要する | ③ 30 | ④ 歯を含む   |
| 3 | ① 日常生活   | ② 治療を要する | ③ 10 | ④ 歯は含まない |
| 4 | ① 学校の管理下 | ② 入院を要する | ③ 30 | ④ 歯は含まない |

- 17 次は、「学校事故対応に関する指針【改訂版】」（令和6年3月 文部科学省）に示されている「5 調査の実施 5-2 基本調査の実施 (3) 基本調査の実施に当たっての留意事項・手順 (3-2) 事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取り」の一部です。( ① )～( ④ )にあてはまる語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～4の中から1つ選びなさい。[ No. 22 ]

- 事故現場に児童生徒等が居合わせたりするなど、事故発生時の( ① )を整理する上で関係する児童生徒等に対して聴き取りを行う必要がある場合には、児童生徒等への聴き取り調査の実施を検討する。ただし、多数の児童生徒等から聴き取りを行う必要があるなど、短期間での実施が難しい場合は、基本調査では聴き取れる範囲で実施し、( ② )の中で引き続き実施することも検討する。
- 事故現場に居合わせた児童生徒等は、精神的に大きなショックを受けている可能性があることから、調査実施に当たっては児童生徒等・( ③ )の理解・協力、心のケア体制が整っていることが前提である。聴き取りの前には、( ③ )に連絡して理解・協力を依頼するとともに、( ③ )と連携してケア体制を万全に整える。
- 学級担任や養護教諭が聴き取りをすることが考えられるが、その他の( ④ )や担任以外の教諭など児童生徒等が話しやすい教職員が別にいる場合には、聴き取る主体を限定することなく柔軟に対応することが望ましい。

- |   |         |        |          |         |
|---|---------|--------|----------|---------|
| 1 | ① 事実関係  | ② 追跡調査 | ③ 学校の設置者 | ④ 部活動顧問 |
| 2 | ① 責任の所在 | ② 詳細調査 | ③ 保護者    | ④ 管理職   |
| 3 | ① 責任の所在 | ② 追跡調査 | ③ 学校の設置者 | ④ 管理職   |
| 4 | ① 事実関係  | ② 詳細調査 | ③ 保護者    | ④ 部活動顧問 |

18 次は、「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）の一部です。（①）～（③）にあてはまる語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～4の中から1つ選びなさい。〔 No. 23 〕



- |   |        |        |         |
|---|--------|--------|---------|
| 1 | ① 意識障害 | ② 歩くこと | ③ AED装着 |
| 2 | ① 記憶障害 | ② 歩くこと | ③ 身体冷却  |
| 3 | ① 意識障害 | ② 水分摂取 | ③ 身体冷却  |
| 4 | ① 記憶障害 | ② 水分摂取 | ③ AED装着 |

19 次は、「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）の「第I部 生徒指導の基本的な進め方 第I章 生徒指導の基礎 1.1 生徒指導の意義 1.1.1 生徒指導の定義と目的」の一部です。（①）～（④）にあてはまる語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～4の中から1つ選びなさい。〔 No. 24 〕

生徒指導は、児童生徒が自身を（①）として認め、自己に内在しているよさや（②）に自ら気付き、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的（③）を身に付けることを支える働き（機能）です。（中略）

生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が（④）を身に付けることが重要です。児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「（④）」を獲得することが目指されます。

- |   |         |       |         |          |
|---|---------|-------|---------|----------|
| 1 | ① 独創的存在 | ② 実現性 | ③ 資質・能力 | ④ 自己指導能力 |
| 2 | ① 個性的存在 | ② 可能性 | ③ 資質・能力 | ④ 自己指導能力 |
| 3 | ① 独創的存在 | ② 可能性 | ③ 管理・能力 | ④ 自己管理能力 |
| 4 | ① 個性的存在 | ② 実現性 | ③ 管理・能力 | ④ 自己管理能力 |

20 「生徒指導提要」(令和4年12月 文部科学省)の「第I部 生徒指導の基本的な進め方 第2章 生徒指導と教育課程 2.5 特別活動における生徒指導 2.5.1 特別活動と生徒指導」に示されている内容として適切でないものを、次の1～4の中から1つ選びなさい。[ No. 25 ]

- 1 多様な集団活動の中で児童生徒それぞれが役割を受け持ち、自己存在感を高め、自己の思いを実現する場や機会を十分確保すること。
- 2 集団との関係で自己の在り方を自覚することができるように指導し、集団や社会の形成者としての連帯感や責任感を養うようにすること。
- 3 集団や社会の形成者として生活の充実と向上のために進んで貢献していこうとする社会性の基礎となる態度や行動を身に付けること。
- 4 様々な場面で集団の能力をよりよく生かして集団の意識の向上を図ることができるようにすること。

21 「生徒指導提要」(令和4年12月 文部科学省)の「第I部 生徒指導の基本的な進め方 第3章 チーム学校による生徒指導体制 3.3 教育相談体制 3.3.1 教育相談の基本的な考え方と活動の体制」に示されている内容として適切でないものを、次の1～4の中から1つ選びなさい。[ No. 26 ]

- 1 児童生徒の状態が変われば指導・援助方法も変わることから、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指すこと。
- 2 指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解(アセスメント)に基づいて考えること。
- 3 教育相談は、生徒指導と分けて考えることが大切であり、それぞれで考え方が異なるため、それぞれの視点で考えていくことが大切である。
- 4 どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点を持つこと。

22 次は、「生徒指導提要」(令和4年12月 文部科学省)「第II部 個別の課題に対する生徒指導 第4章 いじめ 4.3 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造」をまとめたものです。(1)～(4)の内容の正誤の組み合わせとして正しいものを、下の1～4の中から1つ選びなさい。[ No. 27 ]

- |  |
|--|
| <p>(1) 児童生徒が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行うことが、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と考えることができる。</p> <p>(2) 児童生徒がいじめに対して正面から向き合うことができるような論理的な指導を充実させることが、いじめの未然防止教育として重要である。</p> <p>(3) 課題早期発見対応として、日々の健康観察、アンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努め、予兆に気づいた場合には、被害児童生徒の安全確保よりも情報収集を行う。</p> <p>(4) 困難課題対応的生徒指導として、丁寧な事実確認とアセスメントに基づいて、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進める。 )</p> |
|--|

- |   |       |       |       |       |
|---|-------|-------|-------|-------|
| 1 | (1) ○ | (2) ○ | (3) × | (4) × |
| 2 | (1) ○ | (2) × | (3) × | (4) ○ |
| 3 | (1) × | (2) × | (3) ○ | (4) ○ |
| 4 | (1) × | (2) ○ | (3) ○ | (4) × |

23 「生徒指導提要」(令和4年12月 文部科学省)「第II部 個別の課題に対する生徒指導 第13章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導 13.1 発達障害に関する理解と対応」に示されている内容として適切でないものを、次の1~4の中から1つ選びなさい。[ No. 28 ]

- 1 発達障害は、生まれつきの脳の働き方の違いにより、対人関係や社会性、行動面や情緒面、学習面に特徴がある状態である。学業成績が優秀であっても生活上の困難さを抱えている場合もある。
- 2 自閉症は、「他者との社会的関係の形成の困難さ」、「言葉の発達の遅れ」、「興味や関心が狭く特定のものにこだわること」を特徴とする。
- 3 注意欠陥多動性障害は、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性を特徴とし、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す。
- 4 学習障害は、全般的な知的発達にやや遅れがあり、書く、計算することが難しい。

24 次は、「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」(平成27年8月 日本学校保健会)の「第1章 児童、生徒、学生及び幼児の健康診断の実施 1 健康診断の目的と位置づけ 3 健康診断実施上の留意点」に示されたものです。(①)~(④)にあてはまる語句の組み合わせとして正しいものを、下の1~4の中から1つ選びなさい。[ No. 29 ]

健康診断は、(①)の中核に位置し、教育活動として実施されるという一面も持っている。したがって、健康診断は、(②)の健康状態を認識するとともに、(③)がこれを把握して(④)を行うことにより児童生徒等の健康の保持増進を図ろうとするものである。

- |   |              |             |       |            |
|---|--------------|-------------|-------|------------|
| 1 | ① 学校保健       | ② 教職員が児童生徒等 | ③ 教職員 | ④ 適切な学習指導等 |
| 2 | ① 学校保健       | ② 児童生徒等が自分  | ③ 保護者 | ④ 保健に必要な措置 |
| 3 | ① 学校における保健管理 | ② 児童生徒等が自分  | ③ 教職員 | ④ 適切な学習指導等 |
| 4 | ① 学校における保健管理 | ② 教職員が児童生徒等 | ③ 保護者 | ④ 保健に必要な措置 |

25 「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」(平成27年8月 日本学校保健会)の「第2章 健康診断時に注意すべき疾病及び異常 7 産婦人科関連 1 産婦人科医への相談基準」に示されている内容として適切でないものを、次の1~4の中から1つ選びなさい。[ No. 30 ]

- 1 18歳になっても月経が一度もないと原発無月経の可能性を考慮して専門医への受診を勧める。
- 2 ダイエットやストレス、クラブ活動等による過激な運動等が続発性月経の原因と考えられており、放置によって月経の自然再開が困難となり、骨量減少による疲労骨折のリスクが高まる。
- 3 思春期女子では、子宮内膜症等が原因となる器質性月経困難症であることは少なく、特定の疾患がない機能性月経困難症であることが多い。
- 4 疼痛に対しては、腰を温めたり有酸素運動をしたりするなどの対処のほか、痛みのピークに達する前に非ステロイド系消炎鎮痛剤に服用を勧め、月経痛を我慢させないように指導する。

26 「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」(令和6年9月18日 文部科学省) に示されている内容として適切でないものを、次の1~4の中から1つ選びなさい。

[ No. 31 ]

- 1 当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けることができなかった場合の対応について検討し、保健だよりや学年通信等で保護者に事前に周知するなど、適切に対応する。
- 2 健康診断を含む学校保健計画の実施に当たっては、学校や学校医等のみならず、保護者や関係機関・関係団体等との連携協力を図っていくことが重要である。
- 3 月経随伴症状等について、所見を有する児童生徒を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じて産婦人科医への相談や治療につなげたりするなど適切に対応する。
- 4 健康診断の検査項目については、学校保健安全法施行規則第6条第1項に規定している検査項目を行うものであり、その他の項目を加えて実施することはできない。

27 次は、「学校における医薬品管理マニュアルー令和4年度改訂【追補版】ー」(令和6年8月 日本学校保健会) の「第2章 要指導医薬品・一般用医薬品の取扱い」に示されている内容の一部です。( ① ) ~ ( ③ ) にあてはまる語句の組み合わせとして正しいものを、下の1~4の中から1つ選びなさい。[ No. 32 ]

学校は原則として一般用医薬品を児童生徒に提供する場でないこと。学校で一般用医薬品を常備する場合、要指導医薬品及び( ① )は提供しないこと。一般用医薬品を常備する場合、可能な限り、( ② )の高い第三類医薬品を選ぶこと。学校での一般用医薬品の管理に関する責任者は( ③ )であること。一般用医薬品の取扱いについては、教職員の共通理解を図ること。

- |   |          |       |        |
|---|----------|-------|--------|
| 1 | ① 第一類医薬品 | ② 安全性 | ③ 校長   |
| 2 | ① 第二類医薬品 | ② 安全性 | ③ 養護教諭 |
| 3 | ① 第二類医薬品 | ② 薬効  | ③ 養護教諭 |
| 4 | ① 第一類医薬品 | ② 薬効  | ③ 校長   |

28 次は、「学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤(バクスマー®)投与について」(令和6年1月25日 こども家庭庁・文部科学省)の通知に示されていることについてまとめたものです。(1)~(4)の内容の正誤の組み合わせとして正しいものを、下の1~4の中から1つ選びなさい。[ No. 33 ]

- (1) 重症の低血糖発作においては、当該児童生徒が意識を失っている場合も想定されることから、傷病者発生時の対応に準じながら、管理職と養護教諭のみが連携して、迅速・的確な応急手当等を行うこと。
- (2) グルカゴン点鼻粉末剤を使用した場合には、低血糖発作を起こした児童生徒が受診することとなる医療機関の従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認すること。
- (3) 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等グルカゴン点鼻粉末剤を使用することについて、保護者と学校等間で口頭のみで説明しておくこと。
- (4) 当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要になること。

- |   |       |       |       |       |
|---|-------|-------|-------|-------|
| 1 | (1) ○ | (2) × | (3) ○ | (4) × |
| 2 | (1) ○ | (2) × | (3) × | (4) ○ |
| 3 | (1) × | (2) ○ | (3) ○ | (4) × |
| 4 | (1) × | (2) ○ | (3) × | (4) ○ |

29 「1型糖尿病」の説明として適切でないものを、次の1～4の中から1つ選びなさい。〔 No. 34 〕

- 1 1型糖尿病は、膵臓のインスリンを出す細胞(β細胞)が壊されて、インスリンを出す力が弱まったり、インスリンが出なくなったりする病気である。
- 2 1型糖尿病は、若い方を中心に幅広い年齢で発症し、生活習慣が大きく関わっている病気である。
- 3 1型糖尿病は、病気が進んでいくと、インスリンがほとんど出せない状態となり、注射でインスリンを補う治療が必須となる。
- 4 1型糖尿病は、重い合併症がなく、血糖値が落ち着いていれば、どんな運動をすることも可能である。

30 次は、「脳振盪(のうしんとう)ハンドブック」(国立スポーツ科学センター)に示されている「脳振盪」の説明として適切でないものを、次の1～4の中から1つ選びなさい。〔 No. 35 〕

- 1 脳が揺さぶられると脳内の軸索と呼ばれる神経線維がねじれたり、伸びたりして一時的に脳が働かない停電のような状態が起こることを脳振盪という。
- 2 セカンドインパクトシンドロームとは、脳振盪になった後、回復しないうちに再度、脳振盪になるような強い衝撃が脳に伝わると、脳が腫れやすく血管が破裂しやすい状態になることをいう。
- 3 帰宅後は、脳や体を疲れさせるような行動はNGである。必ず誰かが見守り、本人を1人にすることは避ける。
- 4 脳振盪からの復帰は段階的にする必要があり、復帰の目安は小児で5日である。

31 「視覚のしくみ」の説明として適切なものを、次の1～4の中から1つ選びなさい。〔 No. 36 〕

- 1 近視は、屈折力に比べて眼軸が長く、遠方の物体の像が網膜の後方に生じている状態である。
- 2 暗順応と明順応に必要なビタミンDが欠乏すると、暗所での視力が低下する夜盲症となる。
- 3 光は角膜、水晶体、眼房、硝子体の順に通って、網膜に達する。
- 4 輻輳(ふくそう)反射とは近くのものを見るとき、両目が内側に寄り瞳孔が縮小することをいう。

32 次は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」(令和2年3月 日本学校保健会)の「第1章 総論 6. 緊急時の対応 6-3 事故が起こった時の対応」に示されている内容の一部です。(①)～(④)にあてはまる語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～4の中から1つ選びなさい。〔 No. 37 〕

学校の管理下において事故等が発生した際、学校及び学校の設置者は、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに、(①)やこれまでの安全対策の検証はもとより、児童生徒等に対する(②)や保護者への(③)、再発防止などの取組が求められます。(中略)

すべての事故及びヒヤリハット事例について、学校は、状況や問題となった原因、(④)について管理職に報告し、情報を共有し、アレルギー対応委員会で対策を検討して事故予防の徹底に努めることが重要です。また、その内容を校長は教育委員会へ報告します。

- |   |           |        |         |         |
|---|-----------|--------|---------|---------|
| 1 | ① 発生原因の究明 | ② 指導   | ③ 周知    | ④ 管理担当者 |
| 2 | ① 発生原因の究明 | ② 心のケア | ③ 十分な説明 | ④ 改善方法  |
| 3 | ① 責任の追及   | ② 指導   | ③ 十分な説明 | ④ 改善方法  |
| 4 | ① 責任の追及   | ② 心のケア | ③ 周知    | ④ 管理担当者 |

33 次は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」（令和2年3月 日本学校保健会）の「第2章 疾患各論 1. 食物アレルギー・アナフィラキシー 1-1 『病型・治療』欄の読み方」に示されている内容の一部です。下線部が誤っているものを、下の1～4の中から1つ選びなさい。

[ No. 38 ]

口腔アレルギー症候群は①I g E抗体が関係する口腔粘膜のみのアレルギー症状を指しますが、花粉-食物アレルギー症候群のことがほとんどです。シラカバやハンノキやブタクサなどの花粉のアレルギーがある児童生徒等がそれらの花粉抗原と構造が似た物質を含む生の果物や野菜を食べたときに、食後②5分以内に口腔内（口の中）の症状（のどのかゆみ、ヒリヒリする、イガイガする、腫れぼったいなど）が誘発されます（③免疫応答といいます）。多くは局所の症状だけで治療も不要ですが、④全身的な症状の初期症状として口腔内の症状が出ている場合も紛れ込んでいることがあるため注意が必要です。

- 1 ①      2 ②      3 ③      4 ④

34 「学校において予防すべき感染症の解説（令和5年度改訂）」（令和5年3月 日本学校保健会）の「II 学校における感染症への対応」に示されている内容として正しいものを、次の1～4の中から1つ選びなさい。

[ No. 39 ]

- 1 就学時健康診断票にて確認すべき定期の予防接種の対象は、肺炎球菌感染症、ポリオ、BCG、百日咳、ジフテリア、破傷風、麻しん、風しん、水痘、インフルエンザである。
- 2 学校において予防すべき感染症の診断は、保護者が実施した簡易検査（例えば、インフルエンザ迅速診断検査やノロウイルス検査）に基づいて行ってもよい。
- 3 学校は、臨時の健康診断を行うに当たっては、その後の措置も含め、学校の設置者からの指導助言を受ける。
- 4 児童生徒等から教職員へ感染が広がることもあるため、場合によっては教職員の予防接種歴・罹患歴の把握も重要である。

35 次は、「子供の目の健康を守るための啓発資料について（情報提供）」（令和6年7月31日 文部科学省）の「近視について解説した資料」をまとめたものです。(1)～(4)の内容の正誤の組み合わせとして正しいものを、下の1～4の中から1つ選びなさい。

[ No. 40 ]

- (1) 近視は、遺伝的要因が大きく関係しており、環境による影響は少ない。
- (2) 近視は将来の目の病気との関連が大きいことが分かってきている。
- (3) 視力低下の予防策として、屋外で過ごす時間を増やすことがあげられるが、建物の影や木陰では効果が得られない。
- (4) 近いところを見る作業を行う際は、「対象から30cm以上目を離す」、「30分に1回は、20秒以上目を休める」、「使用する機器の輝度を適切に調節する」等に気を付けるとよい。 )

- 1 (1) ○ (2) ○ (3) × (4) ×  
2 (1) ○ (2) × (3) ○ (4) ×  
3 (1) × (2) ○ (3) × (4) ○  
4 (1) × (2) × (3) ○ (4) ○

36 『『生きる力』をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり 令和元年度改訂』（令和2年2月 日本学校保健会）の「第3章 歯・口の健康づくりの実際 第6節 特別な支援を必要とする子供の歯・口の健康づくりの進め方」に示されている指導方法について適切でないものを、次の1～4の中から1つ選びなさい。〔 No. 41 〕

- 1 肢体不自由の子供の口腔内所見では、歯列・咬合異常、咀嚼の障害が多い。指導に当たっては、歯みがきへの関心や食べることへの意欲が育てられるような環境の設定や指導内容・方法を工夫することが大切である。
- 2 視覚障害による特有の口腔内の問題は見られない。指導に当たっては、視覚を使った学習が難しい場合も踏まえ、言葉による指導のみで概念や具体的な動作を教えていく必要がある。
- 3 知的障害の子供の口腔内所見では、口腔清掃不良あるいは抗てんかん薬服用による歯肉炎、歯肉肥大、歯列・咬合の異常等がみられる。指導に当たっては、様々な対応が考えられるが、子供の知的能力や性格、健康状態や発達の段階などを正しく把握し、歯みがきをすることを促すような学習環境の整備、発達の段階に応じた理解を促す学習のための教材、教具の開発などが不可欠である。
- 4 聴覚障害による特有の口腔内の問題は見られない。指導に当たっては、幼児の生活に関係の深い身近な人々と触れ合うこと等から、適切な「言葉かけ」をすることにより、興味や関心を引き起こさせること。

37 「がん教育推進のための教材」（令和3年3月一部改訂 文部科学省）に示されている内容として適切でないものを、次の1～4の中から1つ選びなさい。〔 No. 42 〕

- 1 我が国では現在、肺がん、胃がん、乳がん、子宮頸（けい）がん、大腸がんなどのがん検診が行われているが、ほとんどの受診率が50%に達していない。
- 2 がん治療の三つの柱として、手術療法、放射線療法、化学療法（抗がん剤など）が挙げられる。
- 3 緩和ケアとは、がんが末期になってから、痛みやつらい気持ちを少しでも和らげて生活を送るための支援である。
- 4 がんの治療では、病気を治すことだけではなく、がん患者の「生活の質」（QOL）をできるだけ維持・向上することも大切にする方針が採られるようになってきている。

38 「薬物乱用防止教室マニュアル—令和5年度改訂—」（令和6年3月22日 日本学校保健会）「第1章 はじめに 3 薬物乱用の流行と現状」に示されている内容として適切でないものを、次の1～4の中から1つ選びなさい。〔 No. 43 〕

- 1 我が国で検挙人員が最も多い薬物は第2次世界大戦以降変わらず覚醒剤であり、令和4年の薬物事犯による検挙人員の総数の内49.8%が覚醒剤事犯で占められている。
- 2 近年、大麻事犯は増加傾向を示しており、令和3年には過去最多の検挙人員を記録し、今まさに大麻乱用期の渦中にあるといえる。
- 3 危険ドラッグ事犯検挙人員のうち、指定薬物の所持等による検挙人員は、法規制等により減少傾向であり、令和4年は調査開始以来、過去最低となった。
- 4 令和5年に大きく報道されたいわゆる「大麻グミ」のように有害な物質であっても指定薬物に指定されていないために販売され、健康被害が起きることもある。

39 「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引—令和3年度改訂—」（令和4年3月 日本学校保健会）の「第3章 学校における健康相談の進め方と支援体制づくり 5 不登校及び保健室登校への対応（2）保健室登校への対応」に示されている内容として適切でないものを、次の1～4の中から1つ選びなさい。

[ No. 44 ]

- 1 保健室登校は、養護教諭と学級担任だけが把握して任せられており、限られた組織の中で取り組んでいく問題である。
- 2 保健室にいて安全感を得られるようにするとともに、児童生徒との信頼関係を深めることが大切である。
- 3 支援計画を立て、学級担任は毎日保健室へ来て言葉をかける、教科担当は教科指導に当たるなど、役割分担を行って対応する。
- 4 保健室登校の実施に当たっては、本人が保健室登校を望んでいるのか、保護者が保健室登校を理解しており、協力が得られるかを確認する。

40 次は、「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援 ～養護教諭の役割を中心として～」（平成29年3月 文部科学省）の「第2章 学校における児童生徒の課題解決の基本的な進め方」に示されている内容の一部です。

下線部が誤っているものを、下の1～4の中から1つ選びなさい。[ No. 45 ]

ステップ1 対象者の把握	1 体制整備	養護教諭は、関係機関との連携のための意図として、 <u>①コーディネーター的な役割</u> を果たしていくことが重要である。
	2 気付く・報告・対応	養護教諭は、日頃の状況などを把握し、児童生徒等の変化に気付いたら、管理職や学級担任等と情報を共有するとともに、他の教職員や児童生徒、保護者、学校医等からの情報も収集する。児童生徒の健康課題が明確なものについては、 <u>②速やかに対応</u> する。
ステップ2 課題の背景の把握	1 情報収集・ <u>③分析</u>	養護教諭は、収集・整理した情報を基に専門性を生かしながら、課題の背景について <u>③分析</u> を行い、校内委員会に報告する。
	2 校内委員会における <u>④提案</u>	養護教諭は、校内委員会のまとめ役を担当する教職員を補佐するとともに、児童生徒の課題の背景について組織で把握する際、専門性を生かし、意見を述べる。
ステップ3 支援方針・支援方法の検討と実施	(略)	(略)
ステップ4 児童生徒の状況確認及び支援方針・支援方法等の再検討と実施	(略)	(略)

- 1 ①      2 ②      3 ③      4 ④

41 「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」(平成21年3月 文部科学省)「第2章 健康観察の実際 1 朝の健康観察」に示されている内容として適切でないものを、次の1~4の中から1つ選びなさい。[ No. 46 ]

- 1 学級担任は、健康観察の結果を健康観察票に記入する。健康観察票は、子どもの個人情報保護の観点から、取扱いには十分留意する必要がある。
- 2 養護教諭は、各学級の健康観察結果を集計・分析し、全校の子どもの心身の健康状態を場合によっては管理職に報告する必要がある。
- 3 特別支援学校においても、小学校・中学校と同様の健康観察が必要であるが、障害によっては、それ以外にも健康観察的に注意しなければいけないことがある。
- 4 単位制高校等で、朝の健康観察の実施が困難な場合は、各学校の実態に応じて創意工夫を図り、健康状態の把握に努めることが望まれる。

42 次は、「自殺総合対策大綱」(令和4年10月 厚生労働省)の「第4 自殺総合対策における当面の重点施策 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す (2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施」の一部です。下線部が誤っているものを、下の1~4の中から1つ選びなさい。[ No. 47 ]

児童生徒の自殺は、①長期休業明け前後に多い傾向があるから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、②教職員向けの自殺予防の取り組みに関する周知徹底の強化を実施したり、③GIGAスクール構想で配布されているPCやタブレット端末の活用等による④自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進したりするなど、小学校、中学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取り組みを推進する。

- 1 ①            2 ②            3 ③            4 ④

43 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き(令和2年6月改訂版)」(令和2年6月 文部科学省)の【対応編1 日頃の観察から通告まで】に示されている内容として適切でないものを、次の1~4の中から1つ選びなさい。[ No. 48 ]

- 1 校長等管理職は、自ら研修等の機会を捉えて虐待に関する具体的な事例を踏まえた対応を想定しておくとともに、実践的な校内研修を実施することが重要である。
- 2 不登校や非行、いじめ、自殺等の問題は、いわば顕在化した現象面の問題であるが、これらの背景として、虐待が要因となっている可能性もあることに留意する。
- 3 虐待の疑いを察知した際には、確証を探すために、校内で協議と情報収集を重ねるなど慎重な対応が必要である。
- 4 外傷がある場合、担任や養護教諭などによって子供から聞き取りを行うことも考えられるが、その際はオープンクエスチョン形式で尋ねることが適切である。

- 44 次は、「保健主事のための実務ハンドブック－令和2年度改訂－」（令和3年3月 日本学校保健会）の「第2章 保健主事の役割 1 学校保健に関する事項の管理に当たる保健主事」の一部です。（①）～（④）にあてはまる語句の組み合わせとして正しいものを、下の1～4の中から1つ選びなさい。〔 No. 49 〕

学校保健に関する組織活動がその機能を発揮するには、校内における教職員の協力体制を確立することが必要であり、その効果を高めるために家庭や（①）との連携が大切です。

学校保健に関する組織活動には、保健部などの学校内における組織活動、家庭、（①）との連携、学校保健に必要な（②）などが考えられます。その一つとして、健康に関する課題を（③）し、健康づくりを推進するための組織である学校保健委員会があります。その運営に当たる保健主事には、学校保健委員会の活動を推進するとともに、学校が家庭、（④）等などと連携しつつ、その活性化を図っていくことが求められています。

- |   |        |           |        |              |
|---|--------|-----------|--------|--------------|
| 1 | ① 地域社会 | ② 校内研修    | ③ 研究協議 | ④ 地域の保健・医療機関 |
| 2 | ① 学校医等 | ② 研修会への参加 | ③ 研究協議 | ④ 教育委員会      |
| 3 | ① 学校医等 | ② 校内研修    | ③ 情報提供 | ④ 地域の保健・医療機関 |
| 4 | ① 地域社会 | ② 研修会への参加 | ③ 情報提供 | ④ 教育委員会      |

- 45 「保健室経営計画作成の手引 平成26年度改訂」（平成27年3月 日本学校保健会）の「3 保健室経営計画の作成 (2) 学級経営計画と保健室経営の違い」に示されている内容の一部です。下線部が誤っているものを、下の1～4の中から1つ選びなさい。〔 No. 50 〕

保健室経営計画は、全校にかかわる経営計画として、①保健主事と連携していくことが望まれている。また、「②保健室経営」は、養護教諭の重要な職務であり、③学校全体に関わり学校・家庭・地域の連携のもと推進していく必要があることから、④学校経営の観点に立って取り組むことが必要である。（ ）

- 1 ①                      2 ②                      3 ③                      4 ④

問題番号	正答	問題番号	正答	問題番号	正答
1	3	21	2	41	2
2	4	22	4	42	3
3	3	23	3	43	3
4	1	24	2	44	1
5	4	25	4	45	4
6	2	26	3	46	2
7	1	27	2	47	2
8	2	28	4	48	3
9	4	29	3	49	1
10	3	30	1	50	1
11	1	31	4	51	
12	1	32	1	52	
13	3	33	4	53	
14	1	34	2	54	
15	4	35	4	55	
16	1	36	4	56	
17	3	37	2	57	
18	2	38	3	58	
19	2	39	4	59	
20	1	40	3	60	